

国民健康保険 後期高齢者医療 加入者 年に1回健康チェック 健診・人間ドック

無料で受けられる健康診査

問い合わせ先 健康課(☎381-6114)

市は、国民健康保険に加入している40～74歳の人と本市に在住の群馬県後期高齢者医療に加入している人へ、無料で健診が受けられる受診券を4月中旬に送付します。糖尿病や高血圧など生活習慣病を予防するための基本的な健康診査です。

人間ドックの受診費用の一部を助成。申請は5月6日(木)から受け付け

問い合わせ先 国民健康保険の人は保険年金課国保担当(☎321-1236) 後期高齢者医療の人は保険年金課医療給付担当(☎321-1237)

市は、人間ドックの受診を希望する人に、受診費用の一部を助成します。人間ドックは、健診の検査項目にがん検診などを加えた検査を一度に受診できます*。国保特定健診や後期高齢者健診を受診する場合、人間ドックの助成は受けられません。重複して受診した場合は、全額自己負担になります。

助成を受けるには、人間ドックを受診する前に申請が必要です。申請時に、日帰りドック・1泊ドック・脳ドックのいずれか1つを選んでください。

- 申請期間＝5月6日(木)～12月28日(火) ●受診期間＝5月16日(日)～来年2月末(医療機関によって異なる)
- 申請場所＝市役所1階保険年金課の各担当窓口、各支所市民福祉課

国民健康保険の加入者

- 対象＝30～74歳の本市の国民健康保険被保険者で、国民健康保険税を完納している世帯の人 ●持ってくる物＝受診を希望する人の国民健康保険証、特定健診受診券(40～74歳の人だけ)、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、検査項目によっては実施できない場合があります

☐…日帰り ①…1泊 脳…脳

委託検診機関	所在地	☐	①	脳
伊勢崎健診プラザ	伊勢崎市	☐		
井上病院	通町	☐		
いわたバディーズクリニック	矢中町	○		
関越中央病院	北原町	☐		☐
黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	矢中町	☐	☐	☐
群馬県健康づくり財団	前橋市	☐		
群馬県立心臓血管センター	前橋市	○		
群馬中央病院	前橋市	☐	☐	
公立富岡総合病院	富岡市	☐	☐	
公立藤岡総合病院	藤岡市	☐	☐	☐
済生会前橋病院	前橋市	☐	☐	

健診は、市内にある約200の指定医療機関での個別健診、各地域の保健センターや市立公民館などでの集団健診があります。日曜日も健診日を設定。受診券を利用して健康づくりに役立ててください。

自己負担額		
種類	国民健康保険	後期高齢者医療
日帰り	16,400円 (検診費用 37,400円)	17,400円 (検診費用 37,400円)
1泊	36,000円 (検診費用 66,000円)	46,000円 (検診費用 66,000円)
脳	28,000円 (検診費用 55,000円)	35,000円 (検診費用 55,000円)

受付開始直後や月初めは窓口が混雑します。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、混雑する時期を避けて申請してください

後期高齢者医療の加入者

- 対象＝本市に在住の後期高齢者医療保険料を完納している、群馬県後期高齢者医療の被保険者か新たに加入する人(74歳の方は、人間ドックの受診時に75歳の誕生日を迎えていることが条件) ●持ってくる物＝後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者健診受診券、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

委託検診機関	所在地	☐	①	脳
三愛クリニック	金古町	☐		
昭和病院	綿貫町	☐	☐	☐
第一病院	下小島町	☐		☐
高崎中央病院	高関町	☐		
角田病院	佐波郡玉村町	☐	☐	☐
はるな脳外科	上豊岡町			☐
日高病院	中尾町	☐	☐	☐
細谷たかさきクリニック	南大類町	☐		
真木病院	上並榎町	☐	☐	☐
みさと診療所	箕郷町上芝	○		
もてき脳神経外科	上小嶋町			☐

☐は男女とも、○は男性だけ

チャレンジする農業者を応援します 農畜産物の生産から加工・販売までの活動を支援

市は、市内の農業者を支援する「6次産業化等推進事業補助金」の募集を開始します。市内で生産された農畜産物から新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う取り組みなどに対して補助するものです。農業者だけで行う事業や、農業者と商工業者が連携して行う事業が対象。これまで、加工施設を整備し、果物や野菜、乳の加工品の開発などが行われています。問い合わせは、農林課(☎321-1317)へ。

対象となる取り組み

- 市内で生産される農畜産物を活用して新しい加工品を開発し、原材料となる農畜産物の生産から加工・販売までを行う取り組み ●市内で生産される農畜産物のブランド化を確立するための取り組み

対象となる人

- 市内に住民登録があり、市内で農業を営む個人 ●市内に所在を置く農業法人 ●構成員の過半数が市内に住民登録のある農業者で構成される団体



加工機器の購入や、販売所の整備

補助金額

- ハード事業＝補助対象となる経費の5分の4以内(上限1,000万円) ●ソフト事業＝定額(上限200万円)

申請は4月30日まで。事前の相談が必要

申請期間は、4月30日(金)までです。事業内容や計画の分かる資料を用意して、事前に農林課へ相談してください。

伝統文化を後世に残すために 伝統芸能の備品購入・修繕や活動に補助

市は、伝統芸能に使う用具などの修繕や購入の費用、市外での活動に必要な経費の一部を助成します。地域の伝統文化や祭りを後世に伝え、発展させていくために活用してください。

いずれも、対象は伝統芸能活動を行っている町内会や地域住民で組織する団体です。企業や学校の団体、サークル活動のグループは対象になりません。

申請に必要な書類など詳しくは、文化課(☎321-1203)へ問い合わせてください。市ホームページでも確認できます。

伝統芸能の備品購入や修繕の助成

- 対象＝山車やみこし、獅子頭、太鼓、笛など古くから地域に根差した伝統芸能の備品や山車蔵などで、来年3月末までに修繕か購入、建築が見込まれるもの ●補助金額＝対象経費の3分の2以下(上限100万円。他の補助金などを併せて受ける場合は、その補助金



文化を守り、伝える

などの額を除いた金額を対象経費とします) ●申し込み＝5月10日(月)までに、市役所7階文化課が各支所地域振興課にある申請書に必要書類を添えて、同課へ

伝統芸能の市外での活動を助成

助成の対象となる費用は、市内に在住で、衣装などを身に着けて直接活動する人の旅費と宿泊費です。ガソリン代や用具だけの運搬にかかる費用は対象にはなりません。

申請する場合は、活動を実施する前に文化課に相談してください。謝礼や報酬を受けていたり、他の補助制度を利用していたりする活動は対象外です。申請が予算額に達した場合は、受け付けできないことがあります。

- 対象＝次の①～③の全てに当てはまる活動①市外で行われる伝統芸能②本市の文化や歴史などを全国に発信することができると思われる③来年3月末までに活動が完了する ●補助金額＝対象経費の2分の1以内(上限20万円)